

特別支援教育の推進体制整備について

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた、主体的な取組を支援するという視点に立ち、発達障害を含めたすべての障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行うものです。

本県では、これまで特別支援教育を推進するため文部科学省の委嘱事業の「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」を実施し、「特別支援教育総合推進事業」として、発達障害等のある幼児児童生徒に対する教育の総合的な体制整備を進めてきました。あわせて平成23年度には、「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」を策定し、発達障害等のある子どもの特性に応じた支援や授業実践力の向上、校種間で支援をつなぐ仕組みの構築、自分らしさを大切に社会的自立や職業的自立を目指す教育の推進の3本の柱を設定し、「分かる」「つなぐ」「自立する」をスローガンとして取組を推進してきました。

平成25・26年度には「特別支援教育を柱に据えた学校づくり事業」、平成27年度からは「地域をつなぐ！子どもが伸びる！ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業」を実施し、特別支援教育の理念を具体化した学校経営の在り方について指定校の取組を通じて県下に発信するとともに、平成27年度からは、文部科学省委託事業「系統性のある支援研究事業」による「発達障害の可能性のある児童生徒等の系統性のある支援研究事業」を実施し、就学前から高等学校へ切れ目のない支援が一貫して行われるシステムの確立を目指し取組を進めています。またそうした取組や研究内容の普及をめざして「中学校区特別支援教育学校コーディネーター連携充実事業」を今年度より2年間かけて県下の全中学校区で実施します。

また、これまで「特別支援学校のセンター的機能充実事業」で取り組んできた自立活動やキャリア教育の充実、若年教員の育成については、今年度から「特別支援学校の専門性・センター的機能充実事業」として実施します。これは、特別支援学校及び特別支援学級等の児童生徒の教育的ニーズの多様化に対応するため、より専門的な知識や技能を有する外部専門家と連携・協力し、特別支援学校の専門性の向上を図るとともに、専門家と特別支援学校が協働して小・中・義務教育学校、高等学校等への支援を行います。また、合理的配慮協力員の配置・派遣を行い、各学校における合理的配慮の充実を進めます。

共生社会の実現に向けて、障害のある子どもと、障害のない子どもができる限り共に学ぶことを志向するインクルーシブ教育システムの構築に向けての取組については、平成25年度から実施している「居住地校交流実践充実事業」を推進し、児童生徒の居住する地域の小中学校等との交流の充実を図ります。